

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、国際的に脅威となる感染症を中心として、感染症が発生した際の迅速・的確な対応を確保する観点から、検疫所における水際対策の実施状況及び感染症のまん延防止対策の実施状況を調査するとともに、今後の感染症危機への対応のために必要な関係行政機関等の連携の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省、総務省、国土交通省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（16）、市町村（11）、特別区（4）、医療機関（45）（※）、関係団体

（※）調査した医療機関の内訳は以下のとおりである。

（単位：機関）

| 医療機関の種類 | 開設者の種類 | | | | 計 |
|--------------|--------|--------|------|------|----|
| | 国 | 公的医療機関 | 公益法人 | 医療法人 | |
| 特定感染症指定医療機関 | 1 | 3 | 0 | 0 | 4 |
| 第1種感染症指定医療機関 | 4 | 9 | 1 | 0 | 14 |
| 第2種感染症指定医療機関 | 4 | 22 | 0 | 1 | 27 |
| 計 | 9 | 34 | 1 | 1 | 45 |

（注）1 「国」は、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院である。

2 「公的医療機関」は、都道府県、市町村、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会又は厚生（医療）農業協同組合連合会が開設した病院である。

3 「公益法人」は、公益財団法人が開設した病院である。

4 「医療法人」は、医療法人が開設した病院である。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 2事務所（新潟、石川）

4 実施時期

平成28年8月～29年12月